

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

2023年2月21日

当社は、本日、原子炉等規制法(注1)に基づき、原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)(注2)の変更認可申請書を原子力規制委員会に提出しましたので、お知らせします。

今後、保安規定の変更内容について、原子力規制委員会による審査を受けてまいります。



■組織改定に伴う変更

当社は、2023年7月1日付けで、浜岡原子力発電所の経理業務およびその要員を本店へ集中化する組織改定を予定しています。これに伴い、経理業務と資材調達業務を担当する浜岡原子力発電所総務部の経理課の名称を資材調達課に変更します。

■外部被ばく線量の測定に係る運用変更に伴う変更

2023年10月1日に施行となる放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(注3)の一部改正では、外部被ばくによる線量評価のための測定の信頼性確保が必要となります。

このため、当社は放射線業務従事者の個人線量計の供給とその測定・管理を民間規格への適合認定を受けた外部機関を通じておこなう運用に変更します。

これに伴い、保安規定の関連する記載を変更します。

注1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」とい
い、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を
防止し、公共の安全を図るために必要な規制をおこなう法律です。

注2 保安規定は、原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転およ
び廃止措置をおこなう上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、原子
力規制委員会の認可を受けるものです。

注3 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則は、放射性同位元素等の規制に関する法律お
よび施行令に基づき、放射性同位元素の使用、廃棄その他の取扱い等に関して定めた規則で
す。

以上